

第5章 環境施策の展開

- 施策の柱1 豊かな自然・歴史・文化を未来へつなぐまち
- 施策の柱2 快適な生活環境をみんなで守るまち
- 施策の柱3 循環型社会を構築し、脱炭素や気候変動に
適応するまち



足尾山

施策の柱1

豊かな自然・歴史・ 文化を未来へつなぐまち



施策 1-1 豊かな自然の保全・再生

環境指標と目標値

指標	基準値 (R2年度)	中間目標	計画目標	担当課
		R9年度	R13年度	
公園里親制度加入団体数	11 団体	基準値 より増	基準値 より増	都市計画課
経営管理されている森林の面積	2,246ha	基準値 より増	基準値 より増	農政課

現況

- ◆本市には、筑波山や霞ヶ浦に代表される自然の造形や田園空間等の豊かな自然環境が多く残されていて、多種多様な動植物が存在しているほか、希少な動植物も存在しています。
- ◆森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」を実施することや、国・県の補助での「いばらきの森再生事業」を促進することで、森林の間伐や下刈等が行われています。
- ◆森林整備の促進を目的として、平成31年4月から「森林経営管理制度」が開始され、適時適切な森林の整備や管理をするなど、里山の保全に取り組むことで、優れた里山景観を形成しています。
- ◆鳥獣被害防止のためのイノシシ等の捕獲を行っていますが、生息数は増加していて、農作物被害は依然高い水準が続いている状態となっています。
- ◆公園は市民の憩いの場やオープンスペースとして利用されるほか、都市景観や災害時における防災施設としての役割など、幅広い機能を有していて、都市公園は市内に26箇所あります。
- ◆公園里親制度により、地域住民と協力しながら維持管理を行っています。

課題

- ◆里山における田園風景は水田を耕作する担い手の役割が大きい一方で、高齢化による担い手不足により田園風景が失われる危惧があります。
- ◆豊かな生態系を守っていくためにも、動植物の生息・生育状況を把握し、総合的な保全対策が必要です。
- ◆森林のもつ水源涵養機能や土砂災害防止機能、地球環境保全機能等の多面的機能を発揮させるため、広域的な視点も含めて荒廃した森林を適正に整備、管理することが必要です。
- ◆森林経営管理制度のもと、森林環境譲与税を活用し健全な森林経営を促進するとともに、間伐等の森林整備や木材利用の普及促進を進めることで、林業の活性化を図ることが必要です。
- ◆カーボンオフセットの取組を進めるため、森林による二酸化炭素の吸収量の増加は重要な課題です。
- ◆有害鳥獣が増加する一方で、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化と活動期間、有害鳥獣の捕獲数など様々な課題があります。
- ◆公園を適正に管理していくためには、地域住民の方と連携していくことが必要です。そのため、行政と市民等が互いに協力しながら維持管理等を行っていく必要があります。

各主体の取り組み・役割分担

市民

- ◆自己で所有している森林について、間伐、下刈り、植林などの保全・管理に努めます。
- ◆身近な公園、緑地、水辺などの自然豊かな場所の保全に協力します。
- ◆自然観察会や自然保護活動に参加して、自然についての知識と理解を深めます。
- ◆公園里親制度に加入し、市と協力して維持管理に努めます。
- ◆動植物をむやみに捕獲、採取せず、外来種の取扱いに十分注意します。

事業所

- ◆森林の維持、管理活動に協力します。
- ◆身近な公園、緑地、水辺などの自然豊かな場所の保全に協力します。
- ◆市民のために、自然体験等のイベントの開催に努め、自然とふれあう機会をつくります。
- ◆自然環境に配慮した事業活動を推進します。
- ◆開発にあたっては、森林や野生動植物などの自然環境、生態系への負荷を少なくするよう配慮します。

行政		
取組名	取組内容	担当課
適切な森林経営の推進	森林経営管理制度のもと、森林所有者への経営方針等の意向調査を実施し、経営管理権の集積化を図ることで、林業の成長産業化と森林の適正な管理の両立を目指します。	農政課 (里山保全室)
森林環境の整備	森林環境譲与税を活用して森林や里山の整備を進めるとともに、林業従事者への支援対策や木材利用等を促進します。 また、企業等が市内の民有林・国有林の整備に参画できるよう支援していきます。	農政課 (里山保全室)
カーボンオフセットの推進	森林が吸収する二酸化炭素の量を増加させる取組を推進していきます。	農政課 (里山保全室)
CO ₂ 排出権の推進	排出枠を企業等に購入いただき、その資金で更なる森林整備を図ります。	農政課 (里山保全室)
鳥獣被害対策	農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲及び地域ぐるみで行う被害防止活動を推進します。また、捕獲したイノシシを地域資源として活用することを推進します。	農政課 (里山保全室)
石岡市公園里親制度事業	公園里親を募集し、地域住民や地域の団体と協力しながら維持管理を行います。	都市計画課
農地の集積・集約化及び農村環境維持管理の推進	担い手への農地集積化・集約化を推進し、経営規模の拡大を図ることで、儲かる農業を実現します。 また、地域住民が主体となり、水路や農道等の維持管理を自ら行うことで、関心が薄れていく農村環境の再構築(保全管理)を図ります。	農政課

施策 1-2 歴史的・文化的環境の保全

環境指標と目標値

指標	基準値 (R2年度)	中間目標	計画目標	担当課
		R9年度	R13年度	
指定文化財及び登録文化財	144件	147件	R9年度に見直す	文化振興課
ジオパーク関連事業数	10件	基準値を維持	基準値を維持	観光課 文化振興課

現況

- ◆本市は、4世紀の古墳時代前期に作られたとされる県内でも最古級の前方後方墳である丸山古墳、5世紀に作られた前方後円墳で東日本第2位の大きさを誇る舟塚山古墳、7世紀から11世紀にかけて存在した常陸国府跡をはじめとする多くの国県市の指定史跡や登録文化財等の貴重な歴史遺産や文化財を有し、県内で唯一歴史の里として指定されています。
- ◆平成31年4月改正文化保護法の施行により、文化財保存活用地域計画の認定制度が創設されました。これにより、まちづくりや観光などの行政分野と連携しながら、文化財などの地域の歴史的資源を総合的に保存・活用するための枠組みが整備されました。また、現在「石岡市文化財保存活用地域計画」の作成に取り組んでいます。これは本市における文化財の保存・活用に関する将来像や取組みを記載した計画になります。
- ◆筑波山ジオパーク推進事業として、歓迎サインや解説板の設置、パンフレットの作成、学校教育への積極的な活用、清掃活動などの保全活動を行っています。

課題

- ◆優れた歴史遺産について、市内外への情報発信の強化とともに、市と関係機関、団体、市民が連携して、より魅力ある歴史遺産にしていく必要があります。
- ◆人口減少により民具・古文書等の個人所有の文化財の寄贈が増えているため、文化財を適切に保管するための環境改善が急務となっています。また、文化財を観光や教育等で活用していくためにも、人材の確保や育成が重要です。
- ◆市内に点在する歴史遺産を把握・整理することで関連文化財群を構築し、未指定の文化財についても構成要素として評価する必要があります。
- ◆教育分野でも体験型の発掘調査や文化財に触れる機会を確保する等、地域の魅力を再認識し、愛着を高め、歴史・文化を持続させる枠組みづくりが必要となっています。
- ◆地域住民や事業者、行政等が一体となり、歴史遺産やジオサイト等について、教育分野でも活用するなど、多角的な視点での地域振興が重要です。

各主体の取り組み・役割分担

市民

- ◆地域の歴史や文化、景観資源を大切にします。
- ◆文化財や埋蔵文化財の調査や研究に協力します。
- ◆魅力あふれる自然、歴史民俗や文化等、その保護や保全に努めます。
- ◆伝統行事等に積極的に参加し、保存伝承に協力します。
- ◆歴史、文化に関する講座や活動に参加します。

事業所

- ◆地域の歴史的建造物や文化財などの保全活動を積極的に支援します。
- ◆文化財や埋蔵文化財の調査や研究に協力します。
- ◆開発にあたっては、歴史的遺産や周辺の歴史的環境の保全・創出に配慮します。
- ◆魅力あふれる自然、歴史民俗や文化等、その保護や保全に努めます。
- ◆地域の郷土芸能やお祭り、郷土の歴史や文化に関する講座や活動に参加します。

行政

取組名	取組内容	担当課
文化財の保存	貴重な文化財を確実に将来に残すための施策を実施します。	文化振興課
文化財の普及	貴重な文化財を次世代に継承していくため、文化財の普及・啓発活動を行います。	文化振興課
文化財の活用事業	本市の歴史遺産をPRすることにより市の文化的価値を高める施策を実施します。	文化振興課 観光課
ジオパーク推進事業	筑波山地域ジオパークについて観光・文化・教育等多角的に活用するとともに、周辺環境の整備により、交流人口の拡大を図ります。	観光課 文化振興課

コラム 筑波山地域ジオパーク

2016年9月に、日本ジオパークのひとつとして認定されました。茨城県中南部に位置するつくば・石岡・笠間・桜川・土浦・かすみがうらの6市エリアから構成され、日本百名山にも選ばれている「筑波山」をはじめ、日本第2位の湖面積を誇る「霞ヶ浦」や日本最大の平野「関東平野」など、日本を代表する大地の遺産が含まれています。



【出典：筑波山地域ジオパークパンフレット】

施策の柱2

快適な生活環境を みんなで守るまち



施策2-1 快適な生活環境の推進

環境指標と目標値

指標	基準値 (R2年度)	中間目標	計画目標	担当課
		R9年度	R13年度	
恋瀬川のBODの値 水質汚濁を示す代表的な指標。対象は河川	1.2 mg/l	基準値を維持	基準値を維持	生活環境課
霞ヶ浦のCODの値 水質汚濁を示す代表的な指標。対象は湖沼、海域	6.4 mg/l	基準値を維持	基準値を維持	生活環境課
汚水処理人口普及率 総人口に対し、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽を利用できる(利用している)人口の割合	88.0%	88.7%	92.2%	下水道課

現況

- ◆本市では、霞ヶ浦に流入する河川を有し、下水道、農業集落排水施設及び(高度処理)合併浄化槽設置による汚水処理を進めています。
- ◆令和2年度末で下水道普及率は57%であり、汚水処理人口普及率は88%となっています。
- ◆有収率を向上させるため、漏水調査により早期に漏水を発見して水道管を修繕することに努めています。
- ◆公害等が発生しないよう各種調査・分析を継続的に実施しています。また、公害等の問題が発生した際には早急な対応ができる体制づくりを行っています。

- ◆国の第5次環境基本計画において、「環境政策の根幹となる環境保全への取組みは、ゆるぎなく着実に推進」することとされ、環境リスクの管理はより一層重要視されています。
- ◆市内における不法盛土への対策として、クライシス監理官及び市職員による巡回や監視を行い、迅速な対応、指導をしています。また、過去に産業廃棄物の不法投棄があった現場の継続的な水質調査や不法残土現場の土壌分析調査を実施しています。

課題

- ◆生活排水の処理が行き届かないところや家畜排せつ物の直接還元が一部に見られるため、霞ヶ浦の水質汚濁の原因となっています。
- ◆単独浄化槽の設置者が多いため、(高度処理)合併浄化槽への転換を進めていくことが必要です。あわせて、(高度処理)合併浄化槽についても、法定検査や保守点検の必要性の周知が必要です。
- ◆令和2年度末における下水道普及率57.0%は県平均の63.5%より低く、また、汚水処理人口普及率88.0%は県平均の86%を上回っているものの、生活排水による公共用水域への負荷の低減を図るため、さらなる普及の促進が必要です。
- ◆有収率は、同規模平均値を下回っています。管路の事故状況・経年状況の管理や漏水調査の実施等の維持管理の適正化を図り、管路更新の優先度を設定し、有収率の向上を図る必要があります。
- ◆有害化学物質の指定数は年々増加傾向にあるため、引き続き国・県の動向を注視し、情報の収集・提供に努める必要があります。
- ◆不法盛土や産業廃棄物等の不法投棄への巡回等を引き続き実施し、速やかな対応や指導できる体制をより一層強化する必要があります。また、過去に産業廃棄物の不法投棄があった現場の水質調査は、発生から30年以上継続しているため、市民の要望を踏まえつつ見直しが必要です。

コラム 有収率

有収率とは、有収水量（水道料金徴収の対象となった水量）を給水量（給水区域内の需要に応じて給水した水量）で割った割合です。水道管の老朽化によって、水道管に送った水が蛇口まで届かない状態（漏水）により有収率が低下します。

有収率の低下は、水道水の供給に関するコスト削減を妨げる要因であり、有収率の向上は水道事業の経営安定のために重要なこととなります。

各主体の取り組み・役割分担

市民

- ◆排水口から米の研ぎ汁や調理くず、油等を流しません。また、洗剤の過剰な使用を控えます。
- ◆下水道整備区域では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置します。
- ◆浄化槽は適切に管理します。
- ◆近隣の迷惑となるような生活騒音の防止に努めます。
- ◆野焼き(有害化学物質の発生)などのごみ焼却の防止に努めます。
- ◆放射能、放射線について正確な情報の収集に努めます。

事業所

- ◆下水道整備区域では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置します。
- ◆排水や排出ガスに含まれる汚染物質の低減に努め、環境への負荷を軽減します。
- ◆施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆事業所からの土壌汚染防止に努めます。
- ◆騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法を始め、関係法令を遵守し、事業所における騒音、振動の防止に努めます。
- ◆地域循環を図る地産地消を進め、つくる責任、つかう責任を明確化し、主要産業からの公害を提言します。

行政

取組名	取組内容	担当課
水道事業の広域化	将来においても安定した水道水の供給を行うため、県の動向を踏まえながら他水道事業体との広域化を検討します。	水道課 生活環境課
漏水調査	漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修理により有収率の改善に努めます。	水道課
下水道の整備	下水道を効率的に整備するため、石岡地区、貝地地区、高浜地区を重点的に整備します。	下水道課
霞ヶ浦浄化対策	霞ヶ浦の水質環境を保全するため、流入する河川の水質分析、清掃活動、合併浄化槽の設置推進を実施します。	生活環境課 下水道課
公害対策	公害防止のための巡回監視や、問題が発生した時に各種調査・分析を行い、地域の安全・安心を守っていきます。	生活環境課
不法投棄への対応	不法盛土や産業廃棄物等の不法投棄に対して、未然防止を推進するとともに、巡回や監視を強化することで、迅速な対応や指導を実施していきます。	生活環境課

施策2-2 パートナーシップによる環境保全活動の推進

環境指標と目標値

指標	基準値 (R2年度)	中間目標	計画目標	担当課
		R9年度	R13年度	
出前講座メニュー数	59 講座	66 講座	68 講座	生涯学習課
環境学習の実施回数	1回/年	基準値を維持	基準値を維持	生活環境課

現況

- ◆市民の学びを支援するため、「まちづくり出前講座」を実施し、職員が市の業務などの様々な内容についての講座を実施する取組みを行っています。
- ◆市内小中学校に対し、実態調査を行った結果、各学校では、地域の清掃や資源回収活動を始め、霞ヶ浦環境科学センターや霞台クリーンセンターみらい等の見学や霞ヶ浦湖上体験、歴史・文化の継承など、様々な分野での環境教育や活動が行われていて、児童生徒の環境に対する意識の向上に寄与しています。
- ◆市では、恋瀬川探検隊や市民清掃作戦等、市民参加型の環境保全活動を実施しています。また、市民の環境保全活動に対し、補助・助成を行っています。
- ◆市内の小学5年生、中学2年生への意識調査の結果から、節電・節水、ごみの分別、エコバッグの持参など日常生活における環境保全活動について、広く浸透していることが分かりました。また、今後参加してみたい環境学習会として、キャンプなどの自然体験や星空の観察会が多く挙げられました。
- ◆柏原工業団地内の事業所では、地域の環境保全活動や、環境負荷軽減への取り組みが行われています。
- ◆環境についての情報を収集し、必要に応じて市のホームページ上で公開しています。

課題

- ◆新型コロナウイルス感染症により、各種講座が中止になるなど影響が出ています。令和3年度時点では、講座開催にあたり参加者数の絞り込みや、室内の消毒等を徹底することによる感染拡大防止に取り組んでいますが、今後の状況により講座の開催が困難になる事態が生じる可能性があります。

- ◆学校における環境教育・環境学習の内容をさらに充実させるために、事業所及び市が積極的に協力する体制を構築する必要があります。
- ◆市民が参加したくなるような活動や学習会を企画し、環境保全活動のさらなる普及・推進を図る必要があります。
- ◆事業所について、環境保全活動等の社会貢献活動にさらに積極的に取り組んでもらう必要があります。
- ◆環境についての情報を収集・提供し、環境に対する意識の向上を図る必要があります。

各主体の取り組み・役割分担

市民

- ◆環境の講習会やイベント等に積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めます。
- ◆家庭における節電やリサイクル等の環境保全活動を積極的に行います。
- ◆学校や町内会等で行われる環境保全活動に積極的に参加します。
- ◆市報や市のホームページ等に掲載されている環境情報を活用します。
- ◆環境問題について積極的に情報を収集し、正しい知識を深めます。

事業所

- ◆環境教育、環境学習の充実のため、要望があれば事業所見学や出前講座に応じます。
- ◆事業所で行っている環境活動や環境技術について、ホームページ等で市民に公開するよう努めます。
- ◆地域における環境保全活動に協力します。
- ◆従業員に対し、環境教育、環境研修を実施します。
- ◆環境に関する普及、啓発活動に協力します。
- ◆他の事業所や市民、関係機関と連携、協力し、環境保全に取り組めます。

行政

取組名	取組内容	担当課
職員による出前講座	市職員が講師となり、市民の方が「知りたい」「学びたい」と思う行政に関する講座をお届けすることで、市政への理解を深めまちづくりへの参加促進につとめるとともに、市民の生涯学習を支援します。	生涯学習課
環境教育・環境学習の充実	学校における環境教育・環境学習を充実させるため、学校や教員を支援します。	教育総務課 指導室
市民参加型環境保全活動の推進	区・自治会等が主体となって行われる市民清掃作戦等の環境保全活動を支援します。	生活環境課 コミュニティ推進課

施策の柱3

循環型社会を構築し、 脱炭素や気候変動に 適応するまち



施策3-1 循環型社会の構築

環境指標と目標値

指標	基準値 (R2年度)	中間目標	計画目標	担当課
		R9年度	R13年度	
1人当たり1日の家庭系ごみの排出量	739g	基準値より減	基準値より減	生活環境課
市内の事業系ごみの年間排出量	6,869t	基準値より減	基準値より減	生活環境課
資源化率 年間に排出されるごみの量に占める資源ごみの割合	17.24%	基準値より増	基準値より増	生活環境課

現況

- ◆新しい広域ごみ処理施設である「霞台クリーンセンターみらい」が令和3年4月から稼働したことで、従来は地域によって異なっていた分別方法が統一されています。
- ◆市民自らがごみ集積所を管理することで、分別やリサイクルの意識を高めています。
- ◆市内全域に環境監視員を配置しパトロールを行うことで、巡回体制の強化と不法投棄の早期発見に努めています。
- ◆ごみの減量化やリサイクル推進のため、廃品回収を年2回以上実施した子ども会や自治会等の団体に対して資源ごみ回収事業補助金を交付しています。
- ◆プラスチック製容器包装の減量化を推進しつつ、なお排出されるものについては「燃やすごみ」として収集しエネルギーの有効活用をしています。
- ◆食品ロス削減のため、家庭における賞味期限や消費期限の正しい理解等や家庭、事業所におけるフードバンク、フードドライブの利用等を推進しています。

課題

- ◆ コロナ禍による在宅時間の増加に伴い、家庭ごみの排出量が増加しています。
- ◆ 子ども会等による資源ごみの回収については、コロナ禍の影響を受けて、実施する団体が減少したため、回収量も減少しています。
- ◆ 公道上や民地へのゲリラ不法投棄が増加しています。特に、交通量が少なく管理が行き届いていない場所が狙われやすい状況です。
- ◆ 生ごみは「燃やすごみ」として収集し、焼却処理していますが、水分量が多いほど燃焼の効率が悪くなり、エネルギーの有効利用にも支障をきたします。
- ◆ ごみ処理施設にて実施したごみ質分析結果等から、「燃やすごみ」には多量の紙・布類が含まれており、このなかには、本来資源化可能な新聞や雑誌等が含まれていると推測されます。

各主体の取り組み・役割分担

市民

- ◆ 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等を活用し、生ごみを堆肥化します。
- ◆ 食品ロス削減に向けた取り組みをします。
- ◆ 生ごみの水切りを徹底します。
- ◆ マイバグの使用や過剰包装でない商品の選択に心掛けます。
- ◆ 使い捨て商品の購入を控え、再生品の利用を心掛けます。
- ◆ 分別収集を積極的に行います。
- ◆ 子ども会や老人会等が行っている集団回収に積極的に参加します。

事業所

- ◆ 飲食店事業所等による食品ロス削減の啓発・推進を行います。
- ◆ 事業所内での生ごみの減量・資源化の徹底をします。
- ◆ 過剰包装の自粛 過剰包装でない商品の選択、レジ袋辞退への誘導策、納入業者への働きかけに努めます。
- ◆ 使い捨て商品の抑制や繰り返し使用できる商品の自主回収等の資源化ルートの構築を行います。
- ◆ ゼロ・エミッションを目指した事業者間でのネットワークづくりを行います。

行政

取組名	取組内容	担当課
ごみ・廃棄物等の処理	ごみ収集のほか、環境監視員による巡回、不法投棄防止看板の作成・配布、不法投棄廃家電の処分等を行います。	生活環境課
ごみ減量・資源化推進事業	ごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、資源ごみの回収を年2回以上実施した団体に対し、補助を行います。	生活環境課
フードバンク・フードドライブの利用推進	まだ十分食べられるのに余っている食品や食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動を支援します。	社会福祉課

施策3-2 地球温暖化対策の推進

環境指標と目標値

指標	基準値 (R2年度)	中間目標	計画目標	担当課
		R9年度	R13年度	
市の施設のエネルギー使用量 公共施設(市長部局)の年間の原油換算エネルギー使用量	2,836kl	基準値より減	基準値より減	生活環境課

現況

- ◆令和元年度に整備した本庁舎では、太陽熱や地中熱を活用した冷暖房システムを採用するなど、省エネルギーに取り組んでいます。
- ◆省エネルギーや再生可能エネルギー利用等に関して市民向け啓発活動を行っているほか、太陽光発電システムと接続して使用する家庭用蓄電池の導入について補助しています。
- ◆太陽光発電を推奨していく一方で、太陽光発電設備の設置を規制する条例を制定して無秩序な太陽光発電開発の防止を図っています。
- ◆2050年カーボンニュートラルの目標が国で掲げられるなど、地球温暖化対策に対する社会的要請が強まっています。
- ◆気候変動による、気温上昇や集中豪雨の発生日数などが増加しています。

課題

- ◆地球規模の環境問題に対応するためには、温室効果ガスの排出を総合的に減らしていくことが求められているため、全市的に取り組んでいく必要があります。
- ◆現地点では、公共施設でもエネルギー効率の良くない施設もあるため、施設を更新する際に、率先して太陽光発電や太陽熱利用等のエネルギーを導入していく必要があります。
- ◆各種情報提供を行い、家庭や学校・事業所等における意識改革を促進するとともに、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギー導入に関する啓発を進めていく必要があります。
- ◆地球温暖化対策などの観点から再生可能エネルギーや環境負荷の少ないエネルギーの導入拡大を図り、循環を基調とした持続可能なまちづくりを目指すため、再生可能エネルギー発電事業については検討していく必要があります。
- ◆石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例及び施行規則を制定していますが、無秩序な森林開発による災害や景観破壊を防止するため、規制を強化する必要があります。

- ◆気候変動によるリスクを低減するため、温室効果ガス排出量の削減による「緩和」に取り組むことはもちろん、気候変動による影響への「適応」を進める必要があります。
- ◆気候変動の影響により気温上昇による熱中症など、健康への影響や集中豪雨による河川氾濫、内水、土砂災害などの自然災害の発生リスクが高まります。

各主体の取り組み・役割分担

市民

- ◆二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- ◆日常生活において節電、節水などに努めます。
- ◆二酸化炭素の少ない交通手段を選び利用します。
- ◆エネルギー効率の高い製品への買い換えに努めます。
- ◆太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーや蓄電池の導入に努めます。
- ◆国産品や地場産品など、輸送エネルギーの消費が少ない商品を選びます。
- ◆近場への移動には徒歩や自転車を利用し、遠出をする際には公共交通機関を積極的に利用します。
- ◆熱中症予防の実践と対処方法の把握に努めます。
- ◆洪水や土壌災害ハザードマップの確認と意識向上に努めます。

事業所

- ◆二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- ◆事業活動において、省エネルギーや節水に努めるとともに、資源やエネルギーの循環利用を推進します。
- ◆貨物の鉄道輸送へのモーダルシフト、物流拠点の集約化や共同輸配送に努めます。
- ◆エネルギー効率の高い設備機器の導入に努めます。
- ◆太陽光・太陽熱・バイオマス・地中熱などの再生可能エネルギーや蓄電池の導入に努めます。
- ◆テレワークやリモート会議の導入に取り組めます。
- ◆熱中症予防の実践と対処方法の把握に努めます。
- ◆洪水や土壌災害ハザードマップの確認と意識向上に努めます。
- ◆災害ごみに対する対策検討を行います。

コラム 緩和策と適応



【出典：気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)】

行政

取組名	取組内容	担当課
環境保全対策	環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を実施し、エネルギーの有効利用等を検討します。	生活環境課
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定検討	市域の自然的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等に関する事項等について、実行計画（区域施策編）の策定を検討します。	生活環境課
地域気候変動適応計画の進捗管理	市域の自然・経済・社会条件に応じた地域気候変動適応計画について、各部局の適応策の進行管理を行います。	生活環境課
電気の地産地消	霞台クリーンセンターみらいでごみの焼却により発生する電気を公共施設で利用することについて検討していきます。	生活環境課 管財課等
公用車への電気自動車等への導入	二酸化炭素排出量を抑制する効果の高い、電気自動車等を導入し、移動手段として活用していきます。	管財課等

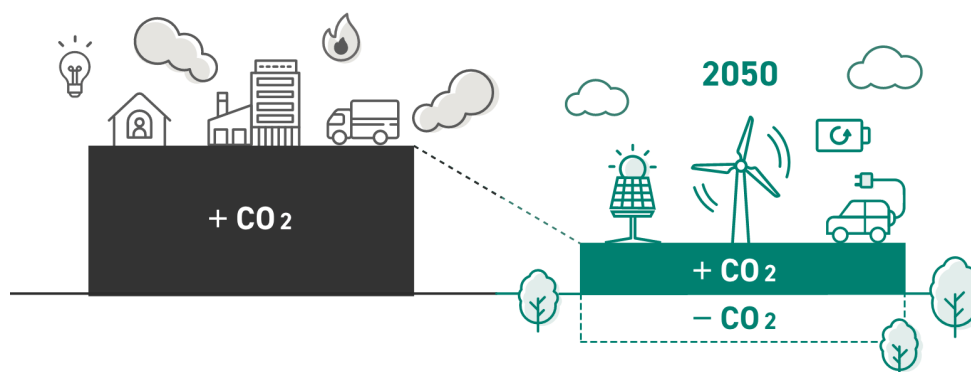
コラム カーボンニュートラルとは

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理などによる「吸収量」※ を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※人為的なもの

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減 並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



【出典：脱炭素ポータル】